平成２６年（フ）第１００５７号
東京都中野区南台３丁目25―11―204
債務者　和田　淳子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００５８号
東京都荒川区西尾久５丁目26―19　石橋荘
債務者　片桐　慶子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１００７２号
東京都北区王子３丁目７―10
債務者　古家　広記
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４４２号
静岡県焼津市大島180番地　セレッソ大島201、前住所静岡市駿河区馬渕３丁目17番25号プレステージ馬渕301号室
債務者　佐藤　　佐（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５１号
静岡県浜松市北区細江町気賀2919番地の68
債務者　長﨑　憲一（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月19日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３１号
長崎県雲仙市南串山町甲1340番地市営下鬼塚団地Ｂ棟201号、前住所長崎県雲仙市南串山町甲2807番地
債務者　飛鳥翔太郎
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第３５号
長崎県南島原市深江町丙175番地
債務者　濱本美枝子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第４４３号
静岡市清水区宮下町６番27号　池上アパート東棟201号
債務者　中島　美可
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月26日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００３０号
東京都足立区西竹の塚１丁目10―６―103
債務者　塩原　正男
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第２７１号
千葉県松戸市常盤平双葉町21番地の28　メゾングロリア206号
破産者　菊池　　勲
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１４号
千葉県柏市東逆井１丁目22番31号
破産者　赤木　秀孝
1　決定年月日　平成26年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３６号
岩手県八幡平市松尾寄木第12地割10番地
破産者　株式会社吉田組
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２０２号
仙台市若林区石名坂10番地シャンボール石名坂607
破産者　株式会社アイウィッシュホーム
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
仙台市若林区連坊２丁目２番40号　連坊リトル・ヒルズ206、開始決定時の住所仙台市青葉区栗生４丁目17番地の８　ウェックコート栗生壱番館１―Ｃ
破産者　佐藤　康成
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８６７号
名古屋市名東区代万町３丁目11番地
破産者　株式会社ヒウラ
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８号
京都府福知山市土師宮町１丁目６番地
破産者　株式会社ディーシーティー・インコーポレーション
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
兵庫県伊丹市北野２丁目15　ヴィラ北野304号室
破産者　有限会社誠電設
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係